

SDGs未来都市豊島区



豊島区は持続可能な開発目標（SDGs）を支援しています。



16 平和と公正を
すべての人に



豊島区の監査のあらまし

令和6年度実施結果概要

令和7年6月
豊島区監査委員

目次

1 監査委員とその役割		1
2 監査の観点		2
3 監査の種類		3
4 監査の流れ		4
5 監査の年間スケジュール		5
6 監査の実施状況（令和6年度）		
（1） 定期監査		6
（2） 財政援助団体等監査		9
（3） 工事監査		11
（4） 行政監査		13
（5） 決算審査		15
（6） 健全化判断比率審査		16
（7） 住民監査請求に基づく監査		17
7 監査結果に基づく措置状況（令和5年度）		18

1 監査委員とその役割

監査とは、地方自治体の行財政が公正かつ効率的に運営されているかどうかをチェックすることです。地方自治法により、区長から独立した公平な立場で監査を担うために設置されているのが「監査委員」です。

監査委員は、人格が高潔で、地方自治体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する「識見選任委員」と、区議会議員の「議員選任委員」からなり、区長が議会の同意を得て選任します。豊島区では、「豊島区監査委員条例」により、3人の識見選任委員と1人の議員選任委員が選任されています。

【令和6年度の委員】 敬称略

氏 名	区 分	就 任	任期
小沼 博靖 (おぬま ひろやす)	識見選任委員 (代表監査委員)	令和6年4月1日	4年
中川 貞枝 (なかがわ さだえ)	識見選任委員	① 平成30年7月17日 ② 令和4年7月17日	4年
鈴木 善和 (すずき よしかず)	識見選任委員	① 平成30年12月17日 ② 令和4年12月17日	4年
星 京子 (ほし きょうこ)	議員選任委員	令和6年5月27日	議員の 任期

※ 識見選任委員交代・・・ 令和7年3月31日までは、鈴木善和委員
令和7年4月1日から、鈴木利治委員へ交代

※ 議員選任委員交代・・・ 令和6年5月26日までは、中澤まさゆき委員
令和7年5月28日から、細川正博委員へ交代

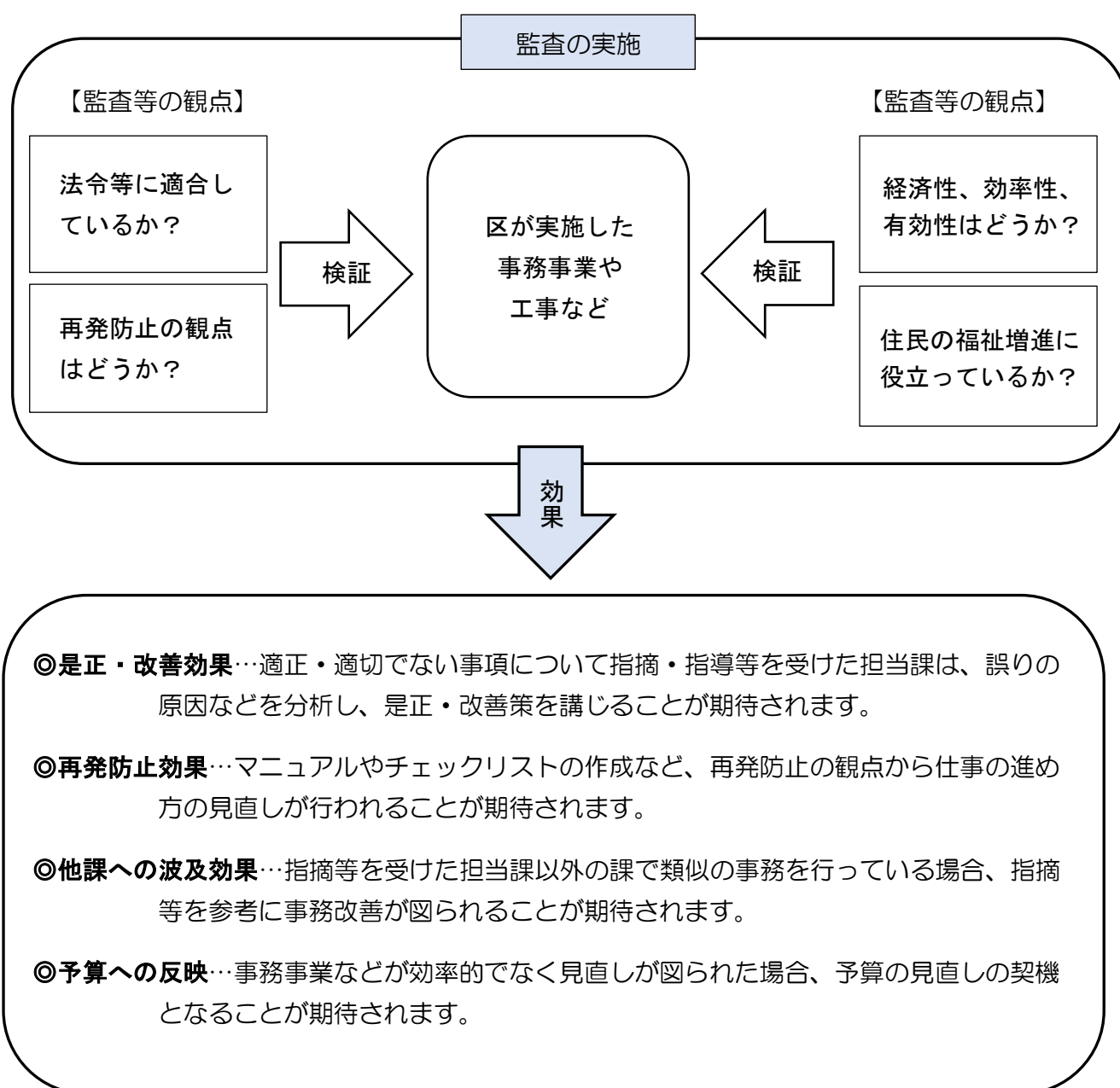
監査委員は、区の行政事務や事業、工事などについて、効率的に行われているか、区民サービスの向上が図られているかなどを検証し、問題点があればそれを指摘し、改善を求めています。その結果は区長や区議会などに報告するとともに、ホームページ等で公表します。

これらの取組を通して、区政に対する区民の信頼確保に努めています。

2 監査の観点

地方自治法は、「地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない」と定めています。また、「地方公共団体は、常に組織及び運営の合理化に努める」とあります。

これに基づき、豊島区では、従来から合规性、経済性、効率性、有効性などの観点から監査を実施しています。令和2年4月1日、同法の改正に基づき「豊島区監査基準」を策定し、監査等の観点を明確にしました。



3 監査の種類

監査委員は、地方自治法などの法令や豊島区監査基準に基づき、様々な監査を実施しています。主な監査の種類は、次のとおりです。

（◎印は、地方自治法上、実施義務がある監査）

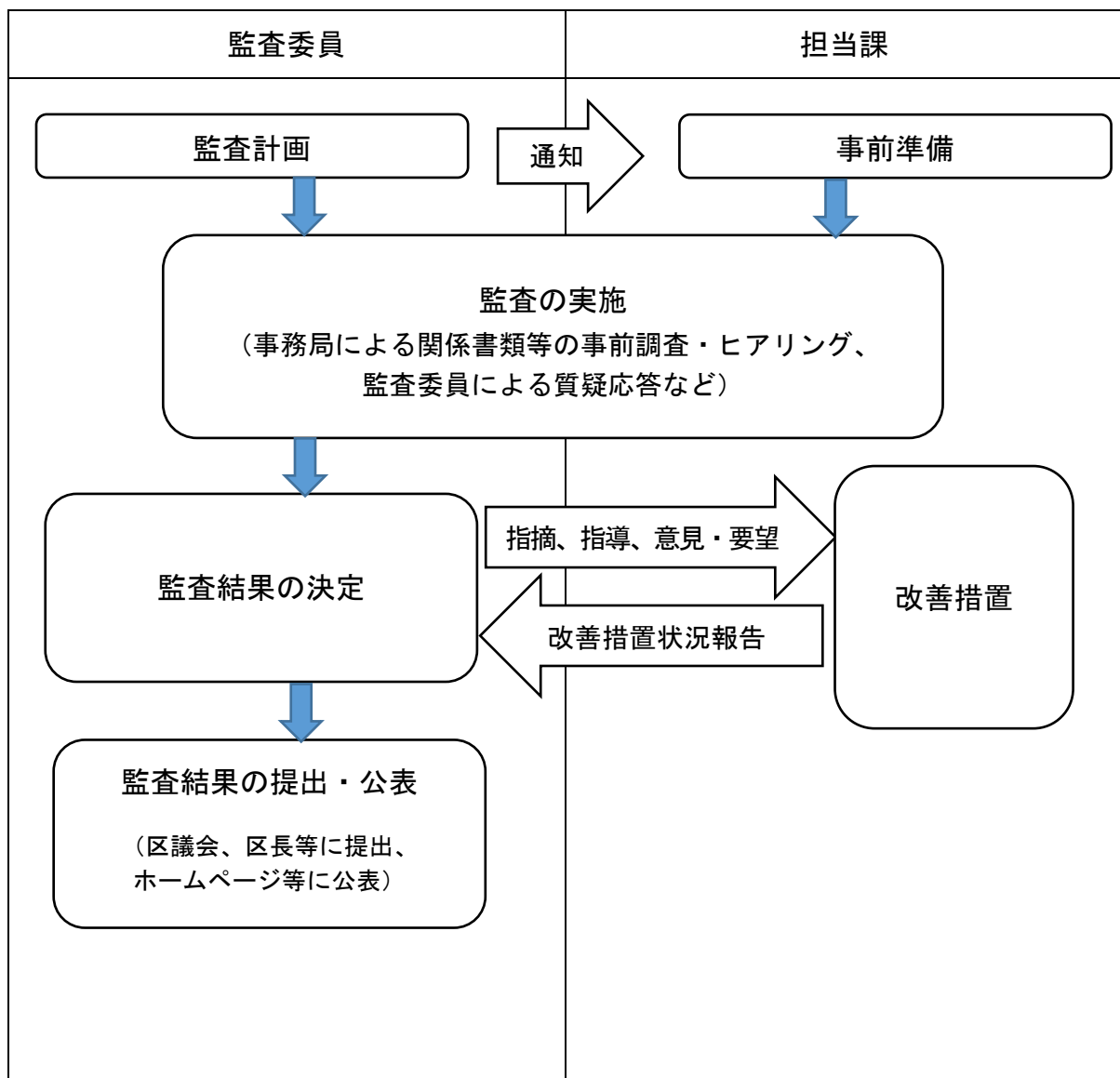
監査の種類	概 要
定期監査（◎）	区の財務に関する事務の執行について、公正で、効率的かつ効果的に実施されているかを定期的に監査するものです。本区では、「部局監査」と「施設監査」を定期監査に位置付けています。 令和2年度から「リスク発生状況に基づく監査」を実施しています。
財政援助団体等監査	区が財政的援助を与えている団体等に対し、出納その他の事務の執行が目的に沿って、適正かつ効率的に行われているかを随時に監査するものです。
工事監査	区が行う工事について、その工事の経済性、効率性の観点から計画・設計・積算・施工等における不経済な支出・施工不良がないか、また、技術面から適正に行われているかをとり上げて、随時に監査するものです。
行政監査	区の事務事業のうち、その事務事業の適時性、重要性の観点から特定のテーマを取り上げて、随時に監査するものです。
例月現金出納検査（◎）	各会計の現金出納や現金保管が適正に行われているかについて、毎月検査するものです。
決算審査（◎）	区の決算について、計数表示の正確性、予算執行の適否、会計処理の適法性等を確認するほか、予算で定められた目的に沿って、事務事業が最も経済的及び効果的に執行されたかを毎年度審査するものです。
健全化判断比率審査（◎）	区の決算に合わせて算定される4つの健全化判断比率について、比率が適正に算定され、算定基礎資料が適正に作成されているかを毎年度審査するものです。
住民監査請求に基づく監査（◎）	区の執行機関や職員による違法・不当な公金の支出などがあるとして区民から請求があった場合、監査するものです。

4 監査の流れ

監査委員は、住民監査請求に基づく監査など特別な監査を除き、年度ごとに監査計画を立案した上で、各担当課に実施通知を出し、監査を実施しています。

監査の中で適正・適切でない事項を発見した場合、担当課に改善を求める指摘・指導を行うほか、意見・要望を提出します。その結果を監査報告書として取りまとめ、区議会や区長等に提出するとともに、ホームページ等で公表します。

監査結果の公表後、指摘、指導、意見・要望を受けた担当課は、改善に向けて検討を行います。監査委員は担当課にその後の措置状況について報告を求め、フォローしています。



5 監査の年間スケジュール

監査委員は、年度末（3月）に次年度の年間スケジュール（監査計画）を立案し、これに基づき監査を実施します。

次に示す表は標準的な監査スケジュールです。

【監査の標準スケジュール】（年度によって異なる場合があります。）

3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
監 査 計 画 策 定	定期監査 （部局監査、施設監査）					定期監査、決算審査、健全化判断比率審査結果の提出・公表	財政援助団体等 監査			工事監査	行政監査 （テーマ監査）	財政援助団体等監査、工事監査、行政監査結果の提出・公表
					決算審査	健全化判断比率審査						

- ・ 例月現金出納検査は毎月 1 回実施。
- ・ 住民監査請求に基づく監査など特別な監査は、請求の都度、随時実施。

6 監査の実施状況（令和6年度）

（１） 定期監査（部局監査、施設監査、リスク発生情報に基づく監査）

豊島区では、「部局監査」と「施設監査」を定期監査に位置づけ、毎年実施しています。

「部局監査」は、庁内すべての部課（23部局94課）について、各課の契約・会計事務やその他の業務が適正に執行されているか監査を実施しました。

「施設監査」は、区民ひろば3か所、中高生センター1か所、保育園2園、道路工事事務所1か所、小学校4校、中学校2校、幼稚園1園、子どもスキップ（学童クラブ）4か所の計18施設について、管理運営状況が適正になされているか監査を実施しました。

「リスク発生情報に基づく監査」は、「豊島区監査基準」に従い、不適切な事務処理や情報管理など、リスクマネジメントの観点から全庁的に共有すべきリスク発生状況について、再発防止の観点から監査を実施しました。

なお、「指摘事項」とは、法令等の違反又は不適正な状態が重大なもの、「指導事項」とは、法令等の違反又は不適正な状態ではあるものの重大ではないと認められるもの、「意見・要望事項」とは、法令等の違反又は不適正な状態ではないが、改善が望まれるものを意味します。

種別	指摘事項	指導事項	意見・要望事項
部局監査	5項目 7課	19項目 76課	5項目 6課
施設監査	なし	なし	5項目 6課
リスク監査	なし	なし	1項目 1課

※一つの課で複数の指摘・指導等を受けている場合は重複して件数を計上しています。

※表中の「課」には、学校等施設監査の対象施設も含めています。

【主な指摘事項】

項 目	内 容
契約手続きを行う前の発注及び履行	エアコン等の修繕契約に関し、規則に基づいた手続きを行う前に発注し、履行させていた。
助成金の過払い	感震ブレーカーの設置にかかる費用について、工事費については助成対象外としているが、工事費を含んだ領収書に基づいて助成金額を算出していた。 また、地域防災組織（町会等）が独自に街頭に配備した消火器の維持管理に要する経費の一部について、支出を証する領収書の額と異なる助成交付申請書に基づいて交付を行っていた。

【主な指導事項】

項 目	内 容
収納金の払込遅延	取り扱った収納金は払込書により即日又は翌日等遅延なく指定金融機関等へ払い込まなければならないとされているが、収納した会費を課内の金庫に保管し、6日後に払込を行っていた。

【部局監査における主な意見・要望事項】

項 目	内 容
理美容費助成事業について	高齢者と障害者の理美容サービスについて、理美容券の交付枚数（高齢者12枚、障害者6枚）に格差や差別の指摘が懸念されるほどの大きな差が生じている。 サービス提供の根拠規程は異なるものの、事業目的は同一であることから、高齢者・障害者双方の理美容サービスの利用実態を踏まえつつ、高齢者と障害者間のサービス水準について関係課において協議のうえ、交付枚数の見直しを図られたい。
学校配付タブレットパソコンについて	一部の学校において、タブレットの故障対応等の管理を適切に行っていなかったため、令和6年4月以降すぐに使用できないものがあり、教育委員会は保有する代替機の活用や修理により対応したものの新年度配付に不足を生じさせる要因となった。 学校により修理の対応速度の差が生じることがあるため、ICT支援員などがサポートして、教育委員会として管理をする体制を構築するとともに、児童・生徒数の増加傾向も踏まえ、代替機の増強についても検討する必要がある。 区と学校が連携、協力して、役割分担を明確化し、計画的な準備を進めていくことを要望する。

【施設監査における主な意見・要望事項】

項 目	内 容
学校防災備蓄品の管理について	小・中学校の備蓄品の入れ替えに際し、古い備蓄品の処分は、アレルギーに配慮した上、各学校において防災教育の一環として児童・生徒に配布することになっているが、保管状況を確認したところ、賞味期限切れの備蓄品が残っていた学校があった。 古い備蓄品が整理されないまま格納庫に保管されている状況は、災害時において混乱を生じさせる可能性があることや、備蓄品を活用した防災教育の機会を失うことになるため、入れ替え等の手順を見直し、日頃から発災時に備えるよう努められたい。

【リスク監査における主な意見・要望事項】

項 目	内 容
内部統制制度の実施	区は「豊島区リスクマネジメント指針」において、リスク事象が発生後直ちに区長等に報告する体制が構築されていることにより、リスク対応の強化に努め、経験の蓄積という貴重な資産を得てはいるが、令和2年度から5年度までの各年のリスク発生件数がそれぞれ200件超であることに着目すれば、リスクをできる限り回避する行動の選択につながっているとは認められない。 リスク発生件数を皆無にすることは不可能だが、これまでの区におけるリスクマネジメントの取組みに加えて内部統制制度を実施することにより、リスクへの対応をより一層強化するとともに、適正な事務の執行とリスク発生件数の減少につながることを期待する。

6 監査の実施状況（令和6年度）

(2) 財政援助団体等監査

区が補助金などの財政支援等を行っている団体に対して、その事業が補助等の目的に沿って適正かつ効果的に行われているか監査を実施しました。

令和6年度は、次の5団体に対して監査を実施しました。

【監査の対象】

- ① 豊島区土地開発公社（出資団体、補助金交付団体）
- ② 公益社団法人 豊島区シルバー人材センター（補助金交付団体）
- ③ コナミスポーツ株式会社（「雑司が谷体育館」指定管理者）
- ④ としまのちから（「としま産業振興プラザ」指定管理者）
- ⑤ 一般財団法人 Hareza池袋エリアマネジメント（「豊島区立中池袋公園」指定管理者）

【指摘事項】

なし

【主な指導事項】

団体名	内 容
としまのちから	カフェ・レストラン運営にかかる納付金が年度協定書に基づく期限までに納付されなかったため、収入未済繰越となった。
コナミスポーツ株式会社	収支報告書において消費税の課税対象とならないものにも消費税相当分として10%を加算し計上していた。
一般財団法人 Hareza池袋エリア マネジメント	公園に設置された防犯カメラ映像の提供を警察より求められ、再委託業者は適正に処理を行い当該団体に報告を行ったが、区との事前協議を口頭で行ったため協議に関する書類の提示がなかった。

【主な意見・要望事項】

団体名	内 容
公益財団法人 豊島区 シルバー人材センタ ー	インボイス制度開始によりセンターと免税事業者である会員との取引について、消費税の仕入れ税額控除が受けられず、センターとして新たな納税コストが発生することとなった。センターは、あらかじめ「納税資金積立資産」を積み立てるなど事前の準備をしてきたものの、令和6年度末には積立資産はほぼ尽きてしまうため、新たに安定した事業継続に向けた対策が必要である。センターの活動は、高齢化社会における重要な事業であり、その継続を図るために確実かつ最適な対応策を実施されたい。

【主な総括意見】

課 名	内 容
生活産業課、学習・ス ポーツ課、公園緑地 課、行政経営課	今回、指定管理者が行った会計処理に関して対象となった3者全てが指導を受けている。また、所管課の会計処理に関する理解も深まっておらず、指定管理者から提出された報告書の内容が適正であるかの判断を行えず、指導・監督が不十分な状況が見受けられる。 行政経営課によれば理解を深める努力を行っているとのことではあるものの、十分に機能しているとはいいがたい状況である。他自治体の例なども研究の上、会計処理に関する理解が深めっていない実務担当者にわかりやすく丁寧な説明資料が提供されることを期待する。
生活産業課、行政経営 課	IKE Bizの指定管理においては「指定管理者が自主事業の実施に当たり有料の貸室を利用する場合は無料とする」としているが、区立体育施設では「自主事業は指定管理事業における利用枠を買い取ったものとみなし、その分の利用料（貸切）収入を指定管理会計における利用料金収入に計上する」といった考え方を採用している。どちらの対応も誤りではないが、同種の事業を実施する施設において異なるルールを採用するならば合理的な理由を要するべきである。 行政経営課においては、条件整理を行い指定管理者が実施する自主事業における利用料金の免除について整合が図られるよう検討されたい。所管課においては指定管理の公募のタイミングにより、行政経営課の整理した考え方を基に、募集要項及び管理基準等を見直されたい。

6 監査の実施状況（令和6年度）

（3） 工事監査

区の実施する公共工事について、設計委託から施工まで、財務上及び技術上の手続きが適正に行われているか監査を実施しました。

令和6年度は、次の4件の工事を対象としました。

【監査の対象】

- ① 長崎保育園全面改修工事
- ② 千早四丁目アパート全面改修工事（1号棟）
- ③ 南池袋公園アプローチ区道改修工事
- ④ （仮称）東池袋五丁目24番街区公園整備工事



① 長崎保育園全面改修後



② 千早四丁目アパート全面改修後（1号棟）



③ 南池袋公園アプローチ区道改修後



④ （仮称）東池袋五丁目24番街区公園整備後

【指摘・指導事項】

なし

【主な意見・要望事項】

項 目	内 容
長崎保育園全面改修工事	大規模改修に伴い医療的ケア児の受入れ対象施設として、医務室、誰でもトイレを新たに設置した。この取り組みは医療的ケア児の健やかな成長と家族の離職防止に資するとともに、安心して子どもを生み育てることができる社会の実現に寄与するものである。医療的ケア児を保育していく中で、医務室などの必要設備の機能や使用方法等を検証しながら、有効な施設の運営に努められたい。
千早四丁目アパート全面改修工事（１号棟）	スケルトン方式により躯体を残した改修を行った。各住戸とも３部屋から２部屋へ間取り変更し三点給湯器の導入、浴槽の設置、断熱性の向上など、生活環境が向上される内容となった。一方で課題も残ったため、今後、区営住宅の改修にあたっては、居住者の意向を把握するなどして、より快適な住宅の提供に努めることを期待する。
南池袋公園アプローチ区道改修工事	従来のカラー舗装に多く用いられた工法よりも加工がしやすく経費的にも安い、再加熱式型押しカラーアスファルト舗装工法を活用したことで、道路面は、公園内通路と同調の質感を醸し出すとともに耐久性、防滑性も向上した。この工法は補修の容易さや経済的な維持管理も見込めるため、今後の道路改修・舗装においても適時に活用することを期待する。また、道路面が良好な状態で維持されるよう改修をされたい。
（仮称）東池袋五丁目24 番街区公園整備工事	障害の有無や年齢にかかわらず誰もが楽しめるように工夫された「インクルーシブ遊具」が導入された。中でも円盤ブランコは、小さな子どもや障害児も利用でき、一度に複数人が遊べる遊具として人気があったが、遊具から転落する事故が数回発生したため利用者の安全面を考慮し取り外した。幼児の利用が多いことなども踏まえ、早急に代替の遊具の設置に努められたい。なお、今後とも遊具の選定を含め、誰もが安全に楽しく遊べる公園の管理運営を推進されたい。

6 監査の実施状況（令和6年度）

（4）

行政監査

豊島区では、区の事業のうち全庁横断的かつ重要なテーマを取り上げ、監査を実施しています。

【令和6年度 行政監査テーマ】「プロポーザル方式による契約について」

【監査の対象】

令和5年度の契約において、下記のいずれかに該当するもの

- ① 令和5年度以前にプロポーザル方式により事業者を選定し、契約を締結したもの
- ② 令和5年度以前にプロポーザル方式により事業者を選定し、以後、長期継続契約や特命随意契約等により契約を継続又は更新したもの

【指摘事項】

なし

【主な指導事項】

項目	内 容
議事録について	プロポーザル方式業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）の事務局は、議事内容の概要を記録するものとする規定されているが、議事録を整備、保管していない選定委員会があった
募集要項の不備について	業者選定の評価基準には価格の優位性に関する項目を必ず設け、その点数は合計点の1割を下回らないものとする規定されているが、項目を設けていないものや、その点数が合計点の1割を下回っているものが複数あった。規定を遵守し、適正な事務処理をされたい。 また募集要項に選定評価基準を公表していないものや評価方法を明確に記載していないものが複数あった。選定プロセスを明示し、適切に選定評価基準及び評価方法の公表をされたい。

【主な意見・要望事項】

項目	内 容
外部委員の選任について	選定委員会は学識経験者や公募区民を外部委員として加えることができるとしているが、外部委員を選任していた課はなかった。外部委員を加えるためには条例改正の時間等も要することから、要綱の規定が外部委員選任の障壁になっているものと推察するが、外部委員を選任するには選定委員会を附属機関に位置付けることが必要なのか検討されたい。
募集要項の公表期間について	プロポーザル方式実施の公表期間を原則3週間以上と定めているが、3週間未満としていた契約が60件中38件あった。参加事業者が1者のものが4者以上と並んで最も多いが、1者という状況は好ましくないため、3週間以上の募集期間を確保するとともに、契約課においては、公表期間の日数を相当期間確保することの必要性について、改めて周知徹底を図られたい。
履行内容の評価及び成果の検証について	業務委託契約の適正な履行を確保するためには、契約書や仕様書に具体的に委託内容を明記したうえで、履行状況を把握することが不可欠である。次年度の契約更新を前提としたプロポーザル方式による契約であっても、履行状況、成績等の評価も合わせて実施し、活用することにより、契約を更新する根拠や理由がより明確になり、契約の透明性、業務の質の確保につなげることができる。契約課においては、事業実施の成果について評価基準を設定の上、評価結果を事務改善や見直しに活用することを、プロポーザル方式による契約手続きに位置付けることを検討されたい。
プロポーザル方式についての総括意見	プロポーザル方式による契約手続きの拠りどころとなる要綱に沿った事務処理が行われていない例が散見されたほか、要綱の規定そのものと各課の選定事務の実態に多くの乖離が見られた。契約課においては、要綱について再周知を図り、情報提供や相談体制の構築に努められるとともに、実施手順や要綱の見直しをするなど効果的、効率的な事務執行について検討されたい。またプロポーザル方式の採用を決定した以降においても、募集要項の公表や受託候補者の決定などの機会に、所管課と協議するなど、要綱に沿った適正な事務処理が行われているのかチェック体制の強化を検討されたい。

6 監査の実施状況（令和6年度）

（5） 決算審査

地方自治法に基づき、令和5年度決算について決算の数値が正しいかを確認するとともに、予算執行、資金運用及び財産管理の状況について審査しました。

【審査の対象】 令和5年度豊島区一般会計及び3特別会計

【審査の結果】 決算数値は誤りのないことが確認されました。

【主な意見・要望事項】

項 目	内 容
令和5年度決算 総括意見	令和5年度一般会計の当初予算は区民生活への影響に対する積極的な支援を重点に置き編成し、過去2番目の規模であった。 歳入決算は、都区財政調整交付金、株式等譲渡所得割交付金等が当初見込みより10億1,167万円増加するなど堅調であった。 財政調整基金74億円を繰り入れたものの特別区債の発行を抑制するなど次年度以降の財政需要を考慮した決算となった。 また、一般会計基金の残高合計は過去最大となり区の預金である基金と借金である特別区債残高の差は、基金残高が359億6,511万円上回り、この差額も過去最大である。 こうした財政状況は、区が堅実な財政運営を行いつつ、区民生活に寄り添った施策を推進した成果であるといえる。
今後の行財政運営について	今後の区政を取り巻く環境を展望すると、歳入面では、ふるさと納税等の不合理な税制改正による影響により、令和5年度においては42億円の収入が減少しており、さらに拡大する傾向にある。 歳出面では、加速する少子化対応、確実に進む高齢化、学校をはじめとする公共施設の改築・改修経費、市街地再開発事業への補助などが今後の区財政にとって大きな負担となる。 これまで区は、バブル崩壊後の財政危機、リーマンショック、消滅可能性都市の指摘、新型コロナウイルスの流行等、様々な困難に直面しながら、創意工夫と堅実な財政運営により困難を乗り越えてきた。今後、さらなる困難な課題に直面した場合においても、将来を見据えた的確なビジョンと現実を見据えた効率的かつ効果的な行政運営により、持続可能で発展する区政の実現を切に望む。

6 監査の実施状況（令和6年度）

（6） 健全化判断比率審査

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、財政状況を表す指標について、算定が正しく行われているかを審査しました。

【審査の対象】 令和5年度健全化判断比率

【審査の結果】 各指標は誤りのないことが確認されました。

（単位：％）

健全化判断比率	令和5年度	早期健全化基準	財政再生基準
①実質赤字比率	—	11.25	20.00
②連結実質赤字比率	—	16.25	30.00
③実質公債費比率	△1.4	25.0	35.0
④将来負担比率	—	350.0	

- ①実質赤字比率…一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で資金不足の大きさを示す指標。実質収支が黒字のため「—」と表記。
- ②連結実質赤字比率…一般会計等に、国民健康保険事業会計、介護保険事業会計及び後期高齢者医療事業会計を加えた全会計を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、全会計を連結した資金不足の大きさを示す指標。実質収支が黒字のため「—」と表記。
- ③実質公債費比率…一般会計等が義務的に支出しなければならない公債費や公債費に準じた経費の標準財政規模に対する比率で、この数値が高いほど財政運営が厳しいことを示す指標。
- ④将来負担比率…一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率で、今後償還することとなる地方債の残高や第三セクターなどの負債、全職員を対象とした退職手当見込額など将来見込まれる実質的な財政負担の程度を示すものである。この数値が高いほど、将来の財政運営に問題が生じる可能性が高くなることを示す指標。将来負担比率がマイナスのため「—」と表記。

※早期健全化基準・財政再生基準…地方公共団体の財政状況が改善努力を要するかどうかを判断する基準。算定結果の値がこの基準値以上の場合は、法に基づき財政健全化計画を策定し、財政の健全化に努めることが求められる。

6 監査の実施状況（令和6年度）

（7） 住民監査請求に基づく監査

地方自治法は、毎年度経常的に行う監査のほかに、区民からの請求に基づいて監査委員が監査を行う「住民監査請求」制度を定めています。

住民監査請求は、区の執行機関や職員について「違法又は不当な財務会計上の行為」があるときに、損害の補填など必要な措置を請求できる制度です。

【監査対象と請求期間】

監査対象	監査請求期間
公金の支出	当該行為のあった日から1年
財産の取得、管理、処分	
契約の締結、履行	
債務その他の義務の負担	
公金の賦課、徴収を怠る事実	期間制限なし
財産の管理を怠る事実	

【住民監査請求の要件】

形式的な要件	違法・不当な行為者として区長などの執行機関又は職員の明示があること 請求人は、豊島区の住民（個人・法人）であること 違法・不当な事実を証する書面が添付されていること 請求期間内であること
実質的な要件	豊島区の財務会計上の行為であること 請求事項を特定できる程度の具体性があること 違法・不当とする事実又は理由の摘示があること 行為の結果として、損害又はそのおそれがあること

【令和6年度実績】 請求0件

7 監査結果に基づく措置状況（令和5年度）

区では、監査委員が行った指摘・指導及び意見・要望に基づき区長などが講じた改善措置について、年1回その状況を公表し、フォローアップに努めています。

令和5年度に実施した監査では、監査委員から下表のとおり110件の指摘・指導及び意見・要望を提出し、その対応状況について報告を求めたところ、公表時点において、89件の改善が見られました。改善率は80.9%でした。

【措置状況】

（※件数は課ごとの件数）

監査種別	区分	措置対象	改善済み	改善中
定期監査 （令和6年3月公表）	指摘	8	8	0
	指導	51	51	0
	意見・要望	19	4	15
財政援助団体等監査 （令和6年10月公表）	指摘	3	3	0
	指導	1	1	0
	意見・要望	13	7	6
工事監査 （令和6年10月公表）	指摘	0	0	0
	指導	0	0	0
	意見・要望	10	10	0
行政監査 （令和6年9月公表）	指摘	0	0	0
	指導	0	0	0
	意見・要望	5	5	0
合 計		110	89	21

（改善率80.9%）

【主な改善例】

項 目	内 容
定期監査	【事案】 前渡金（資金の前渡し）で現金受領をした際、領収書を徴しがたいものについてはその支払を証明する書類（支払証明書）をもってこれに代えることができるが、町会との会合において翌年の1月に支払うべき会費を11月に出席予定者へ渡し、11月に会費を支払ったこととして支払証明書を作成

	していた。 【改善内容】 会費を支出するタイミング及び支払証明書作成についての処理ルールを担当者マニュアルに追記するとともに課内に周知した。
工事監査	【事案】 区民ひろば朋有複合施設内では3施設それぞれの入口に防犯カメラが設置され、その映像は各施設執務内において確認することとなっているが、各施設の開館時間は異なっており連携が難しい状況である。 【改善内容】 複合施設長間で打ち合わせをし、緊急時に連絡が取れるなどの措置を図るため、3施設長間の緊急連絡網を作成した。
財政援助 団体等 監査	【事案】 施設で働く職員の就業規則に、一部の職種について規定が漏れていることが確認され、同施設の職員に適用する勤務区分、始業時間、終業時間、休憩時間が欠如している状態である。就業規則は賃金、勤務時間等の労働条件や職場内の規律等について定めたものであり、労働基準法で作成義務等が規定されている。とりわけ就業時間、勤務区分、当直に対応する就業時転換等は必ず記載しなければならない事項である。 【改善内容】 漏れていた職種の勤務時間等を盛り込むための就業規則改正を行うとともに労働基準監督署への手続きを行った。
行政監査	【事案】 令和5年度テーマ「個人情報保護制度の運用について」 保有個人情報の漏えい等による事故が発生した場合は、漏えいした個人情報に係る本人の権利利益を侵害するとともに、区にとっても組織的に大きなリスクとなる。各業務の一連の流れの中で、いつ、どの段階で個人情報漏えいのリスクがあり、その対策として安全管理措置を講じ、事前に業務レベルでリスクを軽減する必要がある。 【改善内容】 令和6年10月から試行する内部統制制度の対象事務に個人情報保護に関する事務を選定することにより、所管課は業務レベルでリスクの洗い出し、評価を自己で行い、全庁をあげてリスク軽減に取り組むこととした。

◎ 監査結果の詳細は、豊島区のホームページに掲載しています。

インターネットにて「豊島区ホームページ」→「区政情報」→「監査」のページをご覧ください。 <https://www.city.toshima.lg.jp>

また、報告書・意見書は、豊島区の行政情報コーナー及び中央図書館にて閲覧することができます。

【報告書・意見書】

「令和５年度 豊島区各会計決算審査意見書」令和６年９月

「令和５年度 豊島区健全化判断比率審査意見書」令和６年９月

「令和６年度定期（部局・施設）監査結果報告書」令和６年９月

「令和６年度 財政援助団体等監査結果報告書」令和７年３月

「令和６年度 工事監査結果報告書」令和７年３月

「令和６年度 行政監査結果報告書（プロポーザル方式による契約について）」

令和７年３月

「豊島区の監査のあらまし」

令和６年度実施結果概要

令和７年（２０２５年）６月

発行 豊島区監査委員事務局

〒１７１-８４２２ 豊島区南池袋２丁目４５番１号

電話 ０３（４５６６）２８３１